

介護職員初任者研修実践科5

介護職員初任者研修×企業実習

施設実習実施



対象者	早期再就職の意欲が高く、キャリアコンサルティングを受け、公共職業安定所長の受講の指示又は推薦が受けられる方 ※受講指示、推薦についての詳細はハローワーク訓練窓口までご相談ください。
訓練期間	平成26年11月28日(金)～平成27年2月27日(金)
訓練時間	月曜日～金曜日 9：30～16：40 ※期間中5日間土曜日訓練があります。
定員	15名（なお、申込者10名未満の場合には中止となる場合があります。）
訓練実施校	ニチイ学館 高知校 〒780-0870 高知市本町2-2-34 明治安田生命高知ビル6F (TEL: 088-825-1038)
募集期間	平成26年10月17日(金)～平成26年11月7日(金)
申し込み	原則、住所を管轄する職業安定所へ公共職業訓練受講申込書を提出してください。
選考会	平成26年11月13日(木) 午前9時10分から受付（午前9時30分開始）
筆記試験	場所：高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知職業訓練支援センター 2F研修室Ⅱ 高知市桟橋通4丁目15-68 * 筆記用具を持参してください。 * 面接を行いますので、面接に適した服装でお越し下さい。
面接	* 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。 * 選考は、ハローワークでの申込み時点から始まります。 申込書への記載内容や相談内容も踏まえて、県において合否判定します。
合否発送日	平成26年11月21日(金) 訓練実施校から本人自宅あて郵送にて通知します。 ※到着は翌日以降となりますのでご了承ください。
受講料	無料。但し、テキスト代として14,500円、 災害傷害保険料として2,450円の自己負担が必要です。
駐車場	訓練実施校には <u>ありません</u> 。
実施主体	高知県（問合せ先：高知県立高知高等技術学校 TEL 088-847-6607）

目標とする各種検定

- 介護職員初任者研修

訓練実績

●介護職員初任者研修実践科7 (H25)

修了者 14名
就職率 85.7%

●介護職員初任者研修実践科5 (H25)

修了者 15名
就職率 80.0%

カリキュラム

訓練目標	介護の基礎知識・技術の習得（介護職員初任者研修取得）		
仕上がり像	介護に関する知識・技術を繰り返し学ぶことで介護職としての専門知識を習得し、資格を取得する。 また介護現場で必要なレクリエーションや壁面の飾りつけ等を学び介護現場で活躍できる。 介護資格のみならず、社会人としてのマナーや社会人基礎力も身につけ、企業実習も体験し、より介護職を目指す人材となる。		
科 目	訓練の内容	時 間	
訓練導入講習	キャリア形成支援 就職活動支援 ビジネスマナー 介護事業所訪問	社会人基礎力 自己理解 キャリア・コンサルティング ジョブカード作成・面接 訓練内容の職務と内容 就職活動方法 企業が求める人材 履歴書・職務経歴書作成 社会人としての基礎マナー（実技） 職場体験、現場従事者意見交換	11 7 6 3
訓練計画内容	職務の理解 介護における尊厳の保持・自立支援 介護の基本 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 介護におけるコミュニケーション技術 老化の理解 認知症の理解 障害の理解 こころとからだのしくみと生活支援技術 振り返り 就職支援	多様なサービスの理解、介護職の仕事内容や働く現場の理解 人権と尊厳を支える介護、自立に向けた介護 介護職の役割・専門性と多職種との連携、介護職の職業倫理、 介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全 介護保険制度、医療との連携とリハビリテーション、 障害者自立支援制度およびその他制度 介護におけるコミュニケーション、介護におけるチームのコミュニケーション 老化に伴うこころとからだの変化と日常、高齢者と健康 認知症を取り巻く状況、医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理、 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活、家族への支援 障害の基礎的理解、障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、 かかわり支援等の基礎的知識、家族の心理・かかわり支援の理解 基本知識の学習、生活支援技術の講義 振り返り、就業への備えと研修修了後における継続的な研修、確認テスト、 修了試験、復習 就職活動の現状と課題	6 9 6 9 6 6 6 3 27 23 3
実技	こころとからだのしくみと生活支援技術 レクリエーション 就職支援	生活支援技術の演習、実技試験、復習 壁面制作、介護現場で役に立つレクリエーション 模擬面接	84 18 3
企業実習	オリエンテーション 施設実習	オリエンテーション 介護実習における安全衛生 施設実習（介護現場の実際、介護技術の習得）	3 111
総合計時間（350）時間、学科（125）時間、実技（225）時間			
訓練用機器 設 備	その他（介護用品・用具一式）		

● お知らせ

- ▶雇用保険受給資格者以外の方で、一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。
- ▶給付金の支給を受けるためには、訓練受講中にハローワークの就職支援を受ける必要があります。ハローワークへの来所日が指定されています。（注：来所を拒否した場合は、給付金が不支給となります。）
- ▶本コースの指定来所日は、1月5日（月）、
1月30日（金）、3月2日（月）の3回です。

